

令和 8 年 7 月 2 1 日

民生環境常任委員会会議概要

委員長 関 貴 光

副委員長 山 本 武 朝

1 開催日時 令和8年7月21日（火曜日）午前9時58分～午前10時59分

2 開催場所 第2委員会室

3 審査案件

（1）請願第10号 18歳以上の軽度・中等度難聴者への補聴器購入費助成制度創設を求める請願

4 報告事項

（1）八甲田地区のツキノワグマによる人身被害等に係る対応について

（2）最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について

○出席委員

委員長 関 貴 光

副委員長 山 本 武 朝

委員 小 熊 ひと美

委員 山 田 千 里

委員 万 徳 なお子

委員 木 村 淳 司

委員 竹 山 美 虎

委員 小豆畑 緑

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長 中 村 敦

福祉部長 白 戸 高 史

こども未来部長 大久保 綾 子

保健部長 佐 藤 秀 彦

市民病院事務局長 今 国 弘

環境部次長 武 田 泰 孝

福祉部次長 福 島 清 裕

保健部次長 種 市 靖 子

生活福祉一課長 三 浦 敏 子

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 山 田 達

議事調査課主査 山 下 貴 子

○関貴光委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、継続審査中の請願１件について、ただいまから審査いたします。

請願第10号「18歳以上の軽度・中等度難聴者への補聴器購入費助成制度創設を求める請願」を議題といたします。

市当局の意見等について、説明を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは福祉部から、先月継続審査となりました請願第10号「18歳以上の軽度・中等度難聴者への補聴器購入費助成制度創設を求める請願」につきまして、改めまして市の考え方を御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「１ 補聴器購入費助成制度の現状について」であります。

（１）に記載のとおり、補聴器購入費等の公的助成は、身体障害者福祉法施行規則に定める聴力基準——下に記載しておりますが、原則として両耳の聴力レベルが70デシベル以上の基準を満たし、身体障害者手帳の交付を受けた方を対象に、全国一律の補装具費支給制度として運用されることが基本となっております。

一方で、（２）の手帳の交付対象とならない方への本市の助成につきましては、それぞれ明確な目的のもとに対象を限定して実施しております。18歳未満の難聴児への助成につきましては、児童の発達支援を目的とした県との協調事業として実施しております。また、65歳以上の高齢者への助成につきましては、加齢に伴い急増する社会的孤立や認知症、フレイルの進行予防といった高齢期特有の保健・予防の観点等を踏まえ、市独自の施策として本年7月——今月から実施しております。

次に、「２ 聴力レベルの区分と軽度・中等度難聴者の状況について」であります。

（１）の表は、日本聴覚医学会の分類に基づく聴力レベルの区分を示したものです。通常の会話に支障のない正常レベルから、ほとんど聞こえない重度難聴レベルまでを５段階に区分しており、このうち、高度難聴及び重度難聴の方が身体障害者手帳の交付及び補装具費支給の対象となります。一方、本請願では、小声や騒音下での聞き取りが困難な軽度難聴及び普通の会話でも聞き取りが困難な中等度難聴の方を対象とするよう求めています。

２ページを御覧ください。

（２）に記載のとおり、軽度・中等度難聴者であっても、日常生活において支障を来す場面があることは、本市としても認識しております。一方で、聴覚障害のみならず、視覚障害や肢体不自由など様々な障害において、手帳基準に該当しない程度の困難を抱える方は多く存在することも事実であります。

続いて、「３ 18歳から64歳までの難聴者への支援に対する認識と国の制度について」であります。

(1) に記載のとおり、この年代の方々につきましても、就労や社会参加など日常生活において補聴器が重要な役割を果たしていることや、中年期の難聴と認知症リスクに関連があるとする研究報告等があることについては認識しており、本市としても、その必要性について理解しております。一方で、請願にあります、補聴器への支援が将来的な医療費等の抑制につながるとの推計につきましては、本市における直接的な財政軽減効果として客観的に検証することは困難であると認識しております。

また、(2) に記載のとおり、当該年代への支援は、幼少期からの難聴や中途難聴など背景やニーズが多様であり、特定の疾患予防の枠組みを超え、日常生活や社会参加を幅広く支える意味合いが強いものです。さらに、手帳の交付基準に該当しない方への対象範囲の拡大は、身体障害者手帳制度の在り方にも関わる課題でありますことから、各自治体が個別に判断するものではなく、本来、国全体の福祉制度の中で、全国一律の基準として議論・整理されるべきものであると考えております。

続いて、「4 他自治体の状況について」であります。

全国では、本制度を導入する自治体が徐々に広がっていることは承知しております。一方で、表にありますとおり、中核市 62 市において 18 歳以上を対象として助成を実施しているのは、愛知県豊田市のみであり、本市と同規模の自治体においては、導入が進んでいない実態があると認識しております。

3 ページを御覧ください。「5 本市において制度を創設する上での課題について」であります。

(1) に記載のとおり、制度構築上の課題といたしましては、軽度難聴をどこから対象とするかなどの対象範囲の設定をはじめ、視覚障害における自費の眼鏡や、軽度の肢体不自由における自費の装具や生活用具など、手帳基準に満たない他の障害との整合性をどのように図るのか、また、ストーマ装具助成の拡充など既存の福祉ニーズとの優先順位をどのように考えるかといった課題があります。さらに、国・県の補助制度がないことから、市単独での財源確保が必要となります。

(2) に記載のとおり、制度設計に当たりましては、制度目的に応じて助成内容や助成単価をどのように設定するかが大きな課題となります。

下の表にありますように、仮に、65 歳以上の高齢者助成と同様に、保健・予防や早期受診の動機づけを目的として設定した上限 3 万円とした場合には、就労等を支える実効性には課題が残ります。一方、18 歳未満の難聴児助成と同様に、補聴器購入費への実質的な支援として平均約 9 万円の水準を設定した場合には、大きな財政負担を伴うこととなります。

(3) の表に記載のとおり、この財政負担につきまして、請願では年間約 1200 万円と試算しておりますが、請願と同じ利用者数を前提に、先ほどの過去 3 年間の実績平均である 9 万 214 円に置き換えて試算いたしますと、年間約 3600 万円となります。国・県の補助制度がない中、市単独でこれだけの恒常的な財政負担を伴う制

度を維持していくことは、他の福祉事業との均衡や財政の持続可能性の観点から、極めて困難であると考えております。

4 ページを御覧ください。「6 市の考えについて」であります。

これまで申し上げましたとおり、18 歳以上の軽度・中等度難聴者への補聴器購入費助成につきましては、1 つに、対象者の状況や支援ニーズが多様であり、公費助成の基準は国全体の制度として整理されるべき課題であること、2 つに、本市と同規模の中核市において導入が進んでいない実態があること、3 つに、助成単価の設定が難しく、請願の想定を大幅に上回る財政負担が生じる可能性があること、これらを総合的に勘案いたしますと、現時点において本市独自の助成制度を創設することは困難であると考えております。

今後におきましても、国や県の動向、他自治体の実施状況等について注視してまいります。

以上でございます。

○関貴光委員長 それでは、これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 1 ページの 2 の「(1) 聴力レベルの区分」というところの、軽度難聴、中等度難聴の方々は、市の職員にもいらっしゃるのかなと思うんですけれども、その辺は分かっているのでしょうか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 手帳の対象になる高度難聴と重度難聴に関しましては、人事課で、手帳を交付されている対象として把握しているとは思いますが、手帳の対象にならない方々の状況については把握できていないと考えております。

以上でございます。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 私も、相談者から、難聴の方の再就職について、どうしようかなと。本当に、意外と——意外というのはおかしいんだけど、聞こえづらいというのは、仕事に支障がありますよね。この「小声や騒音下での聞き取りが困難」というのは、特にアウガでも、あれだけの空間の中でお仕事で指示したり会議する中では、当然支障があるということは想像できるわけです。現状では集音器や、自費で補聴器を購入する方々もいらっしゃるんだと思うんですが、ぜひこれは、福利厚生の意味でも掌握していただいて、実態をまず調べていただければなと思っています。

あと、2 ページの上の (2) の 2 つ目で、ほかの障害と比べているんですが、これはちょっと比べられないと思うんですね。「聴覚障がいのみならず、視覚障がい・肢体不自由など様々な障がいにおいて、手帳基準に該当しない程度の困難を抱える方は多く存在する」、事実なんですけれども、これは理由にはならないなと私自身は思っているんですが、前回も、とりわけ聴覚障害についての手帳基準は厳しいとい

うことを申し上げました。福祉部長の認識はいかがですか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 前回、万徳委員から御質疑がありました。ちょっと世界的な基準を確認してみたところ、やはりヨーロッパでは40デシベル以上——中等度難聴から、手帳というか補装具費の支給をやっている国が多いというような事実は確認いたしました。したがって、どこからその基準を設けるのかということは、なかなか青森市独自で決めるものではないのかなと。やはり国全体で、世界的に見たときに日本の基準がもしちょっと厳しいというようなお話があるのであれば、やはりそこは国全体で、軽度難聴なのか中等度難聴なのか、そういう線引きみたいなものは決める必要があるのかなと考えております。

以上でございます。

○関貴光委員長 山田委員。

○山田千里委員 改めてお伺いするんですけれども、65歳以上の高齢者に対する補聴器購入費の補助が今月から始まりましたが、市としてこれに踏み切った一番の理由は何ですか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 もともと、65歳以上への補聴器購入費助成を議会からも求められておりまして、やはり大きな機会だったのは、請願が採択されたということが大きいと考えております。

また、県内で徐々に広がっておりまして、特に弘前方面、津軽方面で広がっており、やはり浪岡地区の人たちが、隣の自治体では補助を受けているのに青森市では受けていないとかということが、やはり住んでいる場所によってサービスが違ってしまうような状況はあまりよくないのかなということで、今回の制度設計に当たりましても、弘前市、津軽地区の制度設計などを参考にさせていただいて、できるだけ、青森市独自で基準を決めるということではなく、今、県内で広がっている基準に合わせるような考え方で、今回事業を実施させていただきました。本来であれば、65歳以上も国が基準を決めるべきという考え方ではいるんですけれども、県内でどんどん広がってきているということと、やはりフレイル予防とか認知症予防というようなお話もありますので、今回事業を実施させていただいたと思っております。

以上でございます。

○関貴光委員長 山田委員。

○山田千里委員 これもやはり、議会での請願が何度となく出されてきたことで、ここに踏み切ったんだと思うんです。今回この請願も、初めての請願だと思うんですけれども、その中で、御本人たちもやはり1回では通らないなどは認識されているようなんですが、やはり声を上げ続けていくことによって、65歳以上の補聴器購入費助成制度も始まったということを考えれば、私は声を上げ続けていく一歩としては、まだ——そして機運も醸成されていく中では、今後もあり得る助成制度だと

思っています。先ほど、万徳委員もおっしゃられましたけれども、ほかの障害者の方々もそれぞれに声を上げておられるのも実態としてありますので、ほかの障害と比べて理由とするのではなく、そして——一番はやはり、いろいろ財政的な問題ということもあるでしょうが、今後そうやって声を上げ続けていくことによって、県内でも機運が高まっていくということも考えれば、これは一歩だと思っているので、私は賛成の立場です。

以上です。

○関貴光委員長 ほかに発言ありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、仮に軽度・中等度難聴の方にも、助成があればいいにこしたことはないんですが、実際にこの軽度・中等度難聴の人が、安価な集音器ではなくて、きちんとした医療機器として補聴器をもし購入すれば——程度によって違うんでしょうけれども、実際どれぐらいの購入費になるんでしょうか。七、八万円とか10万円ぐらいになるんですかね。ちょっとその辺を知りたくて。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 国の手帳を持っている方への補装具費の助成につきましては、聴力レベルによってその基準額が違っていきまして、大体3万円ぐらいから十何万円ぐらいまで基準がありまして、基本的にはその金額で補装具は買えるという想定で、実費見合い分を補装具費の支給制度として助成をするという制度設計になっております。ただ、やはり国の基準額は、最低レベルというか、必要最小限の補聴器がベースになっておりますので、その補聴器ではなくて、より性能のよいものを御自分自身で購入したいという方に関しましては、基準額と実際の購入費の差額分は自己負担というような制度設計になっております。そして、今の18歳未満の難聴児に関しましては、基本的にはその実費分の平均約9万円が、国が定める最低限の補聴器の購入費の基準額ベースでの平均額になっておりますので——必要な補聴器は、その聴力レベルによってかなり違ってきますので、金額自体は差があるんですけれども、国が定めている補装具費の基準額をベースに、もし18歳から64歳までの補装具費の助成をすれば、恐らく9万円ぐらいの平均額になるのかなと考えております。

以上でございます。

○関貴光委員長 山本委員。

○山本武朝委員 山田委員もおっしゃったとおり、請願は本当に様々な方の思いを議会に届けて、そこから地方で風穴を開けて制度を実現という、大変有効で大事だと私も認識しているし、違う請願でも賛成したり反対したりするときがあるわけなんですけれども、私は、このたびは制度設計の上で反対の立場を取らせていただきます。

やはり、軽度・中程度難聴でも、導入のきっかけに少しでも、数万円でも3万円でもという思いは分かるんですけれども、国が定める70デシベル以上を障害者手帳の交付基準とする中で、先ほどの質疑で、ヨーロッパでは多くが40デシベル以上が

対象になっているということで、やはり、こういったところにどのように当てて福祉的助成をしていくかは、やはり国がもっと真剣に制度設計をきちんとしていくべきだなと、今日の説明を聞いて感じました。いやいや、だから少しでも独自でやりなさいということも、請願者から見ればその気持ちも分かるんですけども、制度設計上、そう感じました。

例えば、障害者手帳の中でも、実は片目の方も障害者手帳の対象にはなっていませんよね。ですから、障害同士で比べてはいかんという話もありましたけれども、やはり制度設計、じゃあ幾ら、どのように助成するかとかがあるので、そういったことを考えると、国がやはり軽度・中程度の基準も示しつつ、しっかりやっていくべきだなという思いで、国にしっかり制度を設計しろという思いで、反対させていただきます。

以上です。

○関貴光委員長 ほかに発言ありませんか。小熊委員。

○小熊ひと美委員 本市の場合は、18歳で一旦打ち切りで、また65歳から支援をするということで、18歳というと、ちょうどこれから大学に行ったりという人たちもいて、それから就職の時期に当たるし、これはやはり、職業選択の幅も、難聴であるということで狭まってくるような先ほどの話もありましたけれども、やはり私は、シームレスで支援が必要だというように考えます。

全額の9万円という想定と、3万円という想定で、全額支給でなくても、ある程度の支援はしますということでも、何かしら支援は必要であるということで、私は賛成の立場です。

以上です。

○関貴光委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

それでは、これより採決いたしますが、反対意見がありましたので、起立により採決いたします。

請願第10号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関貴光委員長 起立少数であります。

よって、請願第10号は、不採択とすべきものと決しました。

以上で、請願の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○関貴光委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「八甲田地区のツキノワグマによる人身被害等に係る対応について」報告を求めます。環境部長。

○中村敦環境部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）八甲田地区のツキノワグマによる人身被害等に係る対応について御報告いたします。

資料1を御覧ください。「1 八甲田地区のツキノワグマによる人身被害等について」です。

初めに、事案1におきましては、令和8年6月24日水曜日、タケノコ取りのため入山した3名のうち70歳代女性1名が、地獄沼の東側約700メートルの山林で熊に襲われ、背中や両足を負傷する人身被害が発生いたしました。

続いて、事案2においては、令和8年6月28日日曜日、タケノコ取りのため入山した2名のうち60歳代男性1名が、地獄沼の東側約1.1キロメートルの山林で、熊による人身被害のおそれのある事案が発生し、翌日29日月曜日に警察と猟友会が救出したものの、クマ咬傷による出血性ショックの疑いで死亡する事故が発生いたしました。

青森県では、これらの人身被害等の発生を受けまして、6月29日から7月31日まで、八甲田地区を対象としてツキノワグマ出没特別警報を発表いたしました。

続いて、「2 八甲田地区のツキノワグマによる人身被害等対策の関係者会議について」です。

本市では、八甲田地区での相次ぐ人身被害等を深刻に受け止め、至急対策を講じるべく、死亡事故発生翌日の6月30日火曜日に、十和田八幡平国立公園の特別保護地区の管理者である環境省や、国有林の管理者である農林水産省、鳥獣対策や登山道を管理する青森県、人身被害発生時に救助対応する警察、消防、猟友会そして隣接する十和田市に参加いただき、八甲田地区のツキノワグマによる人身被害等対策の関係者会議を開催し、今後の対策を検討したところです。

資料1の2ページ目を御覧ください。

関係者会議で検討した結果、青森市八甲田地区におけるツキノワグマ被害防止緊急対策パッケージを整理し、関係機関が連携し取組を実施することといたしました。

この対策パッケージの内容としては、「①入山自粛」について、6月30日から7月31日まで、被害発生地点を中心とした山林や登山道への入山を自粛するよう呼びかけを強化することといたしました。

この入山自粛区域については、資料2を御覧いただきたいと存じます。資料2に位置図を整理しておりますけれども、こちらのピンク色で網かけしている部分を入山自粛区域と定めております。ただし、このピンク色の網かけをしている部分の区域内にあっても、登山道に関しましては、青森県が7月1日に閉鎖することを決定し、これに合わせて、市が管理する登山道についても現在閉鎖しているところです。

資料1に再度お戻りいただきたいんですが、「②捕獲対策」といたしまして、今回の加害個体の捕獲体制強化のため、箱わなを6月24日に設置した2基に加え、さら

に増設することといたしました。

「③注意喚起」として、市のホームページやSNS等を通じて情報発信するとともに、現地パトロールによる入山自粛の呼びかけや、国道103号の沿道に入山自粛看板の追加設置等を実施することといたしました。

「④その他」といたしまして、緊急連絡体制の確保や救助者等の安全確保について確認いたしました。

最後に、「3 市の取組状況について」は、1つに、入山自粛の呼びかけを強化・注意喚起として、入山自粛看板を設置したほか、現地パトロール等を国や県、警察と連携して実施しております。

2つに、箱わなの設置として、被害発生地点の周辺に現時点で4基設置し、加害個体の捕獲体制を強化しております。

3つに、情報発信として、熊による人身被害が発生していることや、入山自粛を求めていること、また、登山道を閉鎖していること、さらには、自然公園法等により山菜等の採取は禁止されていることや、これらの行為が刑罰の対象となることなどを発信しているところです。

なお、去る7月17日金曜日に、八甲田地区に設置していた箱わなでツキノワグマ1頭を捕獲したところです。市では、今回の事案の加害個体が危険な個体であるとの認識のもと、熊の捕獲強化とともに、捕獲した熊が加害個体と同一であるか確認を行う必要があると考え、あらかじめ警察に対しまして、熊の体毛等が採取できないか相談しておりましたところ、6月29日の死亡事故の事案において、被害者の衣服から熊と思われる体毛が採取され、警察から市へ提供していただきました。さらに、青森県へ熊の体毛を用いたDNA検査が行える機関等について相談した結果、学術機関で検査可能であることを確認し、当該検体を学術機関へ発送したところです。

今回捕獲した熊の体毛等につきましても、当該学術機関へ送付し、同一の個体であるか照合を今後依頼することとしております。

報告については、以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。木村委員。

○木村淳司委員 7月17日金曜日に捕獲された熊ですが、捕獲された場所をちょっと詳しく教えていただきたいんですが。

○関貴光委員長 環境部長。

○中村敦環境部長 捕獲された場所は、国道103号沿いの付近で、かつ、地獄沼から南東約600メートルの地点に設置していた箱わなで捕獲されたものです。（「この地図でいうとどの辺ですか」と呼ぶ者あり）その地図でいうと、この配付している資料2の地図の、今、私が人さし指でさしているこの辺になります。なので、6月24日と29日に人身被害が発生した場所に赤い丸印をつけておりますけれども、これを西

側のほうに行って、かつ、国道103号に近いところに設置していた箱わなになります。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員 前回、2024年に人身被害があった際は、ちょっと熊の体毛が採取できないということで、警察でちょっと処分してしまったということだったんですが、今回は市から要望してしっかり採取できたということで、これは前回の教訓を生かして、非常によく対応されていると思います。

その熊が今回被害を起こした個体であれば、一つ解決というか、登山道の閉鎖解除に向けて非常に前進だとは思いますが、一方で、来年以降も、7月——6月ぐらいからですね。5月、6月、7月と山菜取りの方が入ってきて、事故に遭ってしまうと。それによって、やはりその熊が人を襲うというか、リュックとかを荒らすという行動があったりして、人の持ち物が食べ物に結びついている、あるいは人自体を餌として認識してしまっているんじゃないか、そういうような指摘も専門家からあったわけですね。また、逃げる山菜取りを追って登山道上に熊が近づいていたというような証言も、登山者であるとかガイドの方から結構あったりして、その対策の一番として、やはりここでは山菜取りをさせないということが非常に重要だと思うんです。今いろんな対策をされているということだったんですけれども、これは、例えば秋のキノコ取りシーズンであるとか来年に向けて、続けていくという考えででしょうか。

○関貴光委員長 環境部長。

○中村敦環境部長 木村委員のただいまの御質疑ですけれども、今後、秋シーズンに向けて、キノコ取りのシーズンになってきますので、そのキノコ取りのため入山しに来る方々に対しても注意喚起は当然必要だと思っています。今後、関係機関の方——青森県ですとか、国、警察等々の関係者の皆様と、その辺も含めて、今後の秋シーズンに向けての対応、そして来シーズンのまた春先の対策について、協議・検討することとしています。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員 本当に八甲田の場合は、土地は林野庁、国有林ですね。それから国立公園は環境省の所管、登山道は県と市、それから鳥獣被害対策については市が一生懸命やっているけれども、個体数調整とかそういうところは県ということで、非常に関係機関が多くて、いろいろ権限はあるけれども人員がいなかったりとか、あるいは、やろうと思えばできるけれども権限がないとか、そういうところが非常に問題だと思っています。環境省と林野庁と県と市と、また、猟友会もありますし、警察も消防もあると思うんですけれども、そういった関係機関で恒常的な連絡会議のようなものを設けて、山菜取りを入山させないとか、安全対策をするとか、そういったことを含めて、恒常的な組織を設けていくという考えはありますでしょうか。

○関貴光委員長 環境部長。

○中村敦環境部長 今の時点で、恒常的にその打合せをする組織を立ち上げるとい

う考えはないんですが、6月末にお集まりいただいた関係者の皆様方には、その場面、場面で、その時々でタイミングを見て、市側から再度お声がけして参加を呼びかけて、その時点での事案の対応ですとか、その後の対策について協議するというような考えではおります。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員 いろいろ関係機関も多くてなかなか大変だと思うんですが、連携を取りながらやっていただければと思います。

一方で、やはり看板を立てたりとか人を出したりということは、すごくコストも労力もかかっていると思うので、関係者の中からは、やはり救助費用というものを、山菜取りの救助ということでは取ったほうがいいんじゃないかという話もありました。これは要望ということで、由利本荘市では、救助隊を編成した場合に、条例でその日当等を救助を受けた方から徴収するという制度もありますし、埼玉県では、特定の山城で救助ヘリが出た場合に、その費用を請求するということもあります。まあ、入山の規制としてどれぐらいその実効性があるかというところは、ちょっと分からないんですが、体制を強化するという意味で、そういった条例等の制定も——救助ヘリは県ですけれども、救助隊を編成するとか、猟友会に頼んで今回も行っていておられますので、そういうところは、しっかりと日当等を請求するような制度があってもいいのかなと思っています。

以上です。

○関貴光委員長 ほかに発言ありませんか。竹山委員。

○竹山美虎委員 1点だけ。学術機関に照合を依頼という話がありました。この結果は、いつ出てくるんですか。

○関貴光委員長 環境部長。

○中村敦環境部長 結果は、おおむね、検体を送付して向こうに着いてから、検査に着手してから大体2週間ぐらいという話を聞いています。

○関貴光委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 もう依頼はしてあるんですよね。

○関貴光委員長 環境部長。

○中村敦環境部長 まず、死亡事案の際に、その被害者の方に付着していた体毛については、もう既に送付しています。そして、先週の金曜日の17日に捕獲された熊の検体については、今時点ではまだ送付していませんで、今日中に恐らく発送する算段になると思いますけれども、これから発送します。そして、発送した上で、学術機関で今回発送した検体をまず検査して、加えて、既に送ってある体毛の検体と照合して、合致するかどうかということを併せて確認する算段になっています。それが、大体これから2週間ぐらいかなということです。

〔竹山美虎委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言ありませんか。小熊委員。

○小熊ひと美委員 今のお話で、捕獲した熊は、今回は生きていて、飼育してるというか、餌をやったりしているのでしょうか。どういう——処分されたんですか。殺されたというか、「はい」と呼ぶ者あり）ああ、そういうことなんですね。わかりました。

もし、生きて捕まえた場合はどうなるのかなと思ったんですけども、全て射殺するとか、そういう対応になるのでしょうか。

○関貴光委員長 環境部長。

○中村敦環境部長 原則、殺処分します。

〔小熊ひと美委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 現地パトロールは、車で行って、何か怪しげな車が停まっていれば、その後どうするのかと思っています。まさか中に入っていくわけにはいかないですね。

○関貴光委員長 環境部長。

○中村敦環境部長 現地パトロールについては、現在、青森市と青森県と、あと警察と国も連携して、毎日、土曜・日曜関係なく、早朝の6時からお昼くらいまでの間、この現場付近の国道103号からパトロールしている状況にあります。それで、パトロールした際に、現在はタケノコ取りに来ているという方はもういなくなってしまって、先週からはもう一人も見かけてはいない状況にありますけれども、それ以前は何人かはいらっしゃったみたいで、その方には直接お声がけして、近くで人身被害が発生したということ、そして、そもそもタケノコ取りはここでやってはいけないよというようなこと、それと、やった場合には罰則がありますよということを改めて周知しつつ、チラシも配りながらその旨直接お声がけをしています。また、その方を直接見かけなくて、車しかないといった場合には、車のワイパーのところにチラシを挟んで、注意喚起、呼びかけをしたという状況にあって、今も続けている状況です。

〔万徳なお子委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 山本委員。

○山本武朝委員 このとおり、6月29日にかまれた死亡事故があるので、私はやはり、もっと熊被害に対する周知は徹底すべきと思っています。ただ、先ほど木村委員がおっしゃっていたとおり、八甲田はほとんどが国有林なので、私としては早く看板を立てなさいよという思いですけども、国有林に勝手に立てられないですね。（「看板立っていますよ」と呼ぶ者あり）立っていましたか。その看板も、もうちょっと、「人身事故発生、命がけで山菜取りやめましょう」とか、もっと訴えるような看板で、それぐらい——死亡事例が出ているので、おとなしく広報している場合ではないと思います。そういった看板の設置を含めて、そして、先ほどの木村委員紹介の由利本荘市の、山菜取りで捜索が出た場合の費用は自己負担であるという

条例も、どれだけの有効性が担保されるかということはあるんですが、それぐらい、行った人には本当に責任を持って山に入ってくださいと——入ってくださいじゃない、入らないようにしていただきたいと。そこは要望させていただきます。

○関貴光委員長 ほかに発言ありませんか。小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 先ほど環境部長からお話がありましたけれども、3の(3)の情報発信の③、「自然公園法等により山菜等の採取は禁止されている」、それと「山菜等の採取は刑罰の対象となっている」、これは、一般の人は、知らない人がほとんどだと思います。このところをもっと広く周知して、徹底してやってもらえれば、タケノコ取りも少なくなるのかなと、山菜取りも少なくなるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○関貴光委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について」報告を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 概要」であります。この追加給付は、平成25年から27年にかけて国が実施した生活扶助基準改定、いわゆるデフレ調整を違法とした最高裁判決を受けまして、国が新たに設定しました基準に基づき、過去の生活保護受給世帯に対し、差額分の生活保護費を追加給付するものであります。

次に、「2 実施状況」であります。本市在住の原告2名に対しましては、令和8年3月31日に追加給付費の支払いを完了しております。

原告以外の対象者につきましては、現在受給中の世帯が7000世帯程度、既に廃止となった世帯が3000世帯程度の合計約1万世帯と想定しており、本年6月に、生活保護事務処理システムから対象世帯に係る情報・データの抽出作業を実施しております。

また、廃止世帯に係る追加給付の申出受付開始時期が、国から本年8月と示され、事務の一連の流れが確定いたしました。これを受けまして、約1万世帯という膨大な対象件数に迅速かつ的確に対応するため、給付額の積算、申請受付、コールセンター運営、進捗管理など、追加給付に係る一連の関連業務を一括して外部委託することとし、公募型プロポーザル方式により受託事業者の選定を行ったところであります。

次に、「3 受託事業者の選定結果及び公募型プロポーザルの実施経過」についてであります。

受託候補事業者といたしましては、キャリアリンク株式会社を選定しております。

今回の提案上限額は9311万円ではありますが、全額国庫負担となり、本市の財源負担はありません。

選定の経過につきましては、6月12日に公募を開始し、7月3日の期限までに1事業者から応募がありました。公募の結果、応募は1者のみでありましたが、実施要領の規定に基づきまして、審査委員会において厳正な審査を実施しております。企画提案書等の書類審査に加え、プレゼンテーション及びヒアリングによる総合評価を行った結果、選定基準である配点合計の6割以上の得点を得たことから、同社を最優秀の受託候補事業者として選定したものであります。現在、契約締結に向けまして、業務内容の詳細について具体的な協議を進めております。

最後に、「4 今後のスケジュール」についてであります。

8月上旬に、専用コールセンターの開設と、廃止世帯等からの問合せや申出に対応する特設相談窓口を駅前庁舎4階に開設し、業務を開始いたします。

次に、受給中世帯への追加給付につきましては、算定及び確認が完了した世帯から、8月下旬より順次給付を開始し、9月以降も継続して給付を行ってまいります。また、廃止世帯に対する追加給付につきましては、9月下旬から開始する予定であります。

なお、この外部委託業務につきましては、令和9年3月31日をもって履行期間満了となりますが、翌4月1日以降は、生活福祉一課による直営体制へ移行し、国が設定する申出受付期限である令和9年7月31日まで、引き続き受付・給付事務を継続してまいります。

報告は以上であります。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。山田委員。

○山田千里委員 この受託事業者によって、いろいろ積算なり申請受付とかがされると言っていましたけれども、これは申請するものなんですか。それとも、対象だよという案内とかが対象世帯になされるということなんでしょうか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 まず、現在給付中の世帯に関しましては、残っているデータがあれば、基本的にはそのデータに基づきまして額を積算して給付するという流れになります。廃止世帯につきましては、基本的には申出をしていただいて、その申出に基づきまして——全て書類が残っていないものもありますので、その申出された内容に基づいて、額を算定して給付するという流れになります。この2種類、受給中の世帯と廃止世帯という2種類の区分がありまして、そちらのほうの問合せやコールセンターとか、そのような業務について今回委託しているという状況であります。

以上でございます。

○関貴光委員長 山田委員。

○山田千里委員 その内容についての周知とかは、どのようにされる予定ですか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 周知につきましては、まず国のほうで、ちょうど新聞に先般載りましたけれども、国がまずはコールセンターを設定しますし、廃止世帯等の周知に関しても、このようなお知らせみたいなものを基本的には全国レベルでやるという内容になりますが、あとそれ以外では、チラシ、ポスターの作成、あとはホームページなど、そういう——もちろん広報あおもりにも載せますけれども、市独自でやるものに関しては、広報あおもり、あと市のホームページで周知したほか、国のほうで新聞、あとはポスター、チラシの配布など、全国的な周知を進めるというような流れで今進めております。

以上でございます。

○関貴光委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 違憲という判決に基づいて国から出されるということですが、これは差額分が全額出るんですか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 差額分は、原告に関しましては差額分が基本的には全額出るんですが、デフレ調整のほかにゆがみ調整というものもあったんですが、ゆがみ調整のほうは出ないという判断になっております。そして、そのデフレ調整のうち、国が独自で定めた2.49%は適正だというような判断をして、残りの2.29%のみを今回支給するという流れになっております。デフレ調整をした率の半分ぐらいは、国のほうで追加給付するというようなことで、ただ、2.49%のほうに関しては、原告のみ国が独自で追加給付するという、ちょっと制度的に複雑にはなっていますが、ですので、原告はデフレ調整分は基本的には全額、原告以外に関しましては2.29%のみ追加給付するという制度設計になっております。

以上でございます。

○関貴光委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 国がやっていることなので何とも言えませんが、ちょっと本当に不公平というか、不備があるというように考えているんですが、お1人当たりの平均で幾らぐらいの差額になるのでしょうか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 受給している期間とか世帯の構成とかで、額はかなり変わるんですが、今、国から示されている平均的な額でいきますと、1世帯当たり6万9000円というのが示されております。それで大体の規模感みたいなものを計算するというような流れで進めておりますが、実際には、その方の世帯人数とか受給期間とか、それによって額がかなり変わってきますので、それは一つ一つ、その当時の受給状況を確認した上で、額を最終的に確定させるという作業になります。

以上でございます。

○**関貴光委員長** 小熊委員。

○**小熊ひと美委員** 平均で6万9000円ぐらいということですが、原告には全額出して、それ以外の人には出ないという部分を、市で救済するというような考えはないですか。

○**関貴光委員長** 福祉部長。

○**白戸高史福祉部長** 生活保護制度自体が、国の制度で成り立っておりますので、そちらの国の判断の差額分に関して、自治体で補填するという考えはありません。

○**関貴光委員長** ほかに発言ありませんか。竹山委員。

○**竹山美虎委員** 今、福祉部長から聞いたことは、ちょっと納得がいかないなという部分があります。違憲だと言われて、原告にはデフレ調整分の全額だと。そして、原告以外の対象者については差をつける。半分ですよ。それは、国のやっていることだから仕方がないといっても、ちょっとやはり納得がいかないですよ。まあ、それはいいです。置いておきます。

確認ですが、廃止世帯の分を外部委託するということでもいいんですか。

○**関貴光委員長** 福祉部長。

○**白戸高史福祉部長** 担当課長から答弁させます。

○**関貴光委員長** はい、どうぞ。

○**三浦敏子生活福祉一課長** 福祉部生活福祉一課の課長、三浦でございます。私から御説明させていただきます。

今、竹山委員から御質疑のありました外部委託の部分ですけれども、主に廃止世帯の方からの受付、それからコールセンターへの問合せの業務、そのほかに、現在受給中の方に対しても、データを出力はしたんですが、支払いをするための形にして、支払いをするまでの手続等をしなくてはいけないので、その部分の、支払うための金額の確定等の業務も一部担っていただく形で考えております。

○**関貴光委員長** 竹山委員。

○**竹山美虎委員** 分かりました。これは、廃止世帯の分だけを外部委託すると思っていましたけれども、データが全部関連するという部分があるので、一部、受給中の世帯の分もその中には入っているということでもいいですね。了解です。

○**関貴光委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。万徳委員。

○**万徳なお子委員** 65歳以上の加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度が7月から始まったけれども、受付の締切りが、2月何日だかの日付で締切りしていると。予算が残っていても、そこで今年度は打ち切るんだと。決算書作成の関連だというよう

に聞いたんですが、その辺はそうなんですか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 65歳以上の補聴器購入費助成の受付の実施期間は、今月7月1日から2月26日金曜日、2月最後の平日までとしております。これに関しましては、申請を受けまして、その後、書類の確認等をした上で決定して、補聴器購入事業者にお支払いするという手続が必要になりますので、やはり3月末までにこの手続を終わらせるというような事務処理のことを考えますと、1か月程度その期間を設ける必要があるという観点から、申請の受付に関しましては、2月26日までという日程で設定させていただいております。

以上でございます。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 これは役所の都合なので、やはり、これは予算があるなら年度ぎりぎりまで受け付けるべきだということで、このたびの生活応援商品券も締切りが延びましたからね、ぜひ検討してほしいということを申し上げます。

○関貴光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。これにて、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(会 議 終 了)